

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会の「あっせん制度」を利用できます。

配置転換

解雇

賃金カット

懲戒処分

労働委員会のあっせん制度

労働委員会は、公益・労働者・使用者を代表する委員で構成され、中立・公正な立場から、「労働者や労働組合」と「事業主（使用者）」との間のトラブルを迅速・円満に解決するお手伝いをする県の機関です。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行って解決する「あっせん制度」をご利用ください。



(弁護士、大学教授等)



(労働組合役員等)



(会社経営者等)

三者構成

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、中立・公正かつ丁寧に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡単

労働委員会へ申請書を提出するだけです。

無料・秘密厳守

費用は無料、秘密は厳守します。

【解決例】 解雇撤回と解決金の支払

労働者Xが解雇の撤回を求めてあっせん申請



あっせんで、会社YがXの解雇を撤回し、
解決金（復帰までの賃金相当額の6割）を
支払うものとするあっせん案を示し、双方受諾。

問合せ先

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号
(東奥日報新町ビル4階)

青森県労働委員会事務局

TEL 017-734-9832

FAX 017-734-8311